



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*45 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) ..... 1  
\*46 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (〃) ..... 16

## 規 則

### 和歌山県規則第45号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第37条」を「第37条の2」に改め、「第77条第2項」の次に「、第78条の2第1項」を加え、「知事の権限は」を「知事の権限について、法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の5及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について」に改める。

第6条第1項中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に改める。

第7条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第8条の見出しを「(資料提供依頼書)」に改め、同条中「第29条」を「第29条第1項」に、「による調査の嘱託を行う」を「より資料の提供を求める」に改め、「の調査依頼書」を削る。

第9条に次の2項を加える。

2 法第24条第8項の規定により扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、別記第35号様式の2によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別記第35号様式の3によるものとする。

第23条を第27条とし、第22条中「別記第55号様式」を「別記第58号様式」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

#### (徴収金等支払申出書)

第26条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、別記第59号様式とする。

第21条中「別記第54号様式」を「別記第57号様式」に改め、同条を第24条とし、第20条の次に次の3条を加える。

#### (就労自立給付金申請書)

第21条 施行規則第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請の様式の標準は、別記第54号様式とする。

#### (就労自立給付金決定調書)

第22条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、別記第55号様式によるものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第23条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、別記第56号様式により通知するものとする。

別記第16号様式及び別記第18号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第19号様式を次のように改める。

別記第 19 号様式(第 5 条関係)

## 同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴振興局が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めるに同意します。

また、貴振興局の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業、就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護の廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所  
氏 名 印

振興局長 様

## 注

- 1 氏名は、世帯員全員の氏名を記入の上、それぞれに押印してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第31号様式中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

別記第34号様式を次のように改める。

別記第34号様式（第8条関係）

年 月 日

様

振興局長 印

## 生活保護法第 29 条第 1 項の規定による資料の提供について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条第 1 項の規定により、下記の事項について照会します。

なお、このことに関しては本世帯より同意を得ており、また、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

住 所

前住所

氏 名

性別 生年月日

## 調査事項

## (参考) 生活保護法

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の該当各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 (略)

(参考 2) 生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別記第35号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 35 号様式の 2 (第 9 条関係)

年 月 日

様

振興局長 印

## 生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの に当たる甲さんに対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第 24 条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏 名	
保護の開始の申請 があつた日	

## (参考)

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 24 条第 8 項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法 第 877 条 第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

別記第 35 号様式の 3 (第 9 条関係)

年 月 日

様

振興局長 印

## 生活保護法第 28 第 2 項の規定に基づく報告について (依頼)

あなたの に当たる甲さん (住所 ) は生活保護法による保護を申請して (受けて) います  
が、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができます。

つきましては、保護の決定、実施などのために必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法 (明治 29 年法律第 89 号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 28 条第 2 項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法 第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

# 和歌山県報 号外

平成 26 年 6 月 30 日 (月曜日)

別記第47号様式、別記第49号様式から別記第51号様式まで及び別記第53号様式中「第55条」を「第55条第2項」に改める。

別記第55号様式中「(第22条関係)」を「(第25条関係)」に改め、同様式を別記第58号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 59 号様式（第 26 条関係）

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 78 条の規定による徴収金のうち貴振興局と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 78 条の規定による徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と振興局に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年　月　日

住 所

氏 名

印

振興局長 様

---

年　月　日

私は、本申出に基づき、年　月分からの保護金品等により毎月　円を　年　月  
日付け費用徴収決定通知による生活保護法第 78 条に規定する徴収金の支払に充てるものとします。

別記第 54 号様式中「(第 21 条関係)」を「(第 24 条関係)」に改め、同様式を別記第 57 号様式とし、別記第 53 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 54 号様式 (第 21 条関係)

## 就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年月日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所  
氏名

印

振興局長 様

別記第 55 号様式 (第 22 条関係)

## 就労自立給付金決定調書

ケース番号	対象者氏名			世帯構成
決裁日 年 月 日	部長	副部長	指導員	起 案 年 月 日
施行日 年 月 日	起案者			
完結日 年 月 日				
就労自立給付金決定伺い 調書のとおり決定してよろしいか。 なお、御決裁の上は、例文により通知してよろしいか、併せて伺います。				
就労自立給付金決定欄				

算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

積立合計額	
-------	--

上限額	
-----	--

支給額	
-----	--

決 定 理 由

支給日及び支給方法

別記第 56 号様式 (第 23 条関係)

年 月 日

様

振興局長 印

## 就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 1 支給額               | 円     |
| 2 保護の廃止時期           | 年 月 日 |
| 3 支給を決定した理由         |       |
| 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法 |       |

## (備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した場合は、その理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には 50 万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50 万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

---

**和歌山県規則第46号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年和歌山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第37条」を「第37条の2」に改め、「第77条第2項」の次に「、第78条の2第1項」を加える。

第6条中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に、「第26条第1項」を「第26条」に改める。

第7条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第8条の見出しを「（資料提供依頼書）」に改め、同条中「第29条」を「第29条第1項」に、「よる調査の嘱託を行う」を「より必要な資料の提供を求める」に改め、「の調査依頼票」を削る。

第9条に次の2項を加える。

2 保護法第24条第8項の規定により扶養義務者に対し、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、別記第29号様式の2によるものとする。

3 保護法第28条第2項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別記第29号様式の3によるものとする。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(徴収金等支払申出書)

第23条 保護法第78条の2第1項の規定により支援給付費から保護法第78条第1項に規定する徴収金の支払に充てる旨の申出書は、別記第34号様式によるものとする。

別記第15号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第16号様式（その1）中「、子ども手当」を削る。

別記第20号様式中「支援給付の実施機関が」を「貴振興局が」に、「に調査を嘱託し」を「、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」に、「私若しくは私の世帯員の雇主、」を「私等の雇主」に、「支援給付の実施機関の調査嘱託」を「振興局の調査」に、「官公署又は」を「官公署等又は」に改める。

別記第25号様式中「第28条第4項」を「第28条第5項」に、「支援給付の実施機関」を「振興局」に改める。

別記第26号様式中「支援給付の実施機関」を「振興局」に、「請求」を「送付」に改める。

別記第27号様式中「支援給付の実施機関」を「振興局」に改める。

別記第28号様式を次のように改める。

別記第 28 号様式(第 8 条関係)

様

番号  
年月日

振興局長印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 29 条第 1 項の規定に基づく資料の提供について（依頼）

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 29 条第 1 項の規定により、下記の事項について照会します。なお、入手した資料については、当振興局において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

## 記

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項  
この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

## 生活保護法

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 (略)

(参考 2 ) 生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別記第29号様式中

援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) 円送付しています。 ②物品により毎月 (年) を 程度送付しています。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他
----------	---

援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ 円を送付します。 ②物品により毎月 (年) を 程度送付します。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他
----------	---

別記第29号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 29 号様式の 2(第 9 条関係)

番号  
年月日  
様

振興局長印

## 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの に当たる甲さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給付の開始を決定いたしますので、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 24 条第 8 項の規定により通知します。

氏名	
支援給付の開始の申請があつた日	

## (参考)

法第 14 条第 4 項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 24 条第 8 項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当振興局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

別記第 29 号様式の 3 (第 9 条関係)

様

番 号  
年 月 日

振興局長印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの に当たる甲さん（住所 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給付を申請して（受けて）いますが、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定、実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができます。

つきましては、支援給付の決定、実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

法第 14 条第 4 項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 28 条第 2 項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

別記第33号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 34 号様式（第 23 条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定により、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項に規定する徴収金のうち貴振興局と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項に規定する徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と振興局に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年　月　日

住所

氏名

印

振興局長様

年　月　日

私は、本申出に基づき　　年　月分からの支援給付金品より毎月　　円を　　年　月　日付  
費用徴収決定通知による法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項に規定する徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。